



# 島根県報

令和6年3月19日（火）

号外第24号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【監査公表】**

令和5年度財政的援助団体等監査の結果の公表

2

令和5年度包括外部監査の結果の公表

24

---

**監 査 委 員 公 表**

**島根県監査委員公表第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和5年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月19日

島根県監査委員	高 橋 雅 彦
同	田 中 明 美
同	山 口 和 志
同	三 島 明

## 第1 監査の概要

### 1 財政的援助団体等監査の趣旨

令和5年度の財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条第7項<sup>(注1)</sup>の規定に基づき、島根県監査基準に準拠し、県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、資本金、基本金等を出資している団体、債務保証等をしている団体及び公の施設<sup>(注2)</sup>の管理を行わせている団体並びに財政的援助等を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助等の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から監査を実施した。

#### (注1) 地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

#### (注2) 公の施設

住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設（学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等）。

## 2 監査対象団体及び実施団体

### (1) 監査対象団体

監査対象団体は次のとおりである。

#### ア 財政的援助団体

- ① 県単独の制度により1千万円以上の補助金、交付金、負担金又は利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付した団体及び1千万円未満の補助金等を交付した団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体
- ② 県が貸付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

#### イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

#### ウ 債務保証、信託に係る団体

県が債務保証又は信託（不動産の信託に限る。）をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

#### エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせているもの

### (2) 監査対象団体の概要

令和5年度の監査対象団体は次表のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設の 指 定 管 理
		補助金等	貸付金	損失補償			
一般社団法人	5	5					
公益社団法人	4	3	1	1	2		

一般財団法人	2	2			1		1
公益財団法人	17	6	3	3	14		7
地方独立行政法人	1	1					
社会福祉法人	2	2					
商工会議所・商工会	29	29					
株式会社	11		1		3		7
その他	20	15	1	1	2	1	4
合 計 (注3)	91	63	6	5	22	1	19

(注3) 1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるため、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

### (3) 監査実施団体

令和5年度は、上記監査対象団体の中から過去の監査実施状況等を考慮し、次の19団体を選定し監査を実施した。

	監査実施団体名	所管課	監 査 対 象 と し た 財政的援助等の内容
1	(公財) 島根県育英会	総務課	補助金等・貸付金・出資
		学校企画課	補助金等
		教育指導課	補助金等
2	21世紀出雲空港整備利用促進協議会	交通対策課	補助金等
3	萩・石見空港利用拡大促進協議会	交通対策課	補助金等
4	(一社) 隠岐ジオパーク推進機構	自然環境課	補助金等
		観光振興課	補助金等
		隠岐支庁県民局	補助金等
5	(公財) 島根県環境管理センター	廃棄物対策課	補助金等・損失補償・出資
6	アイカム(株)	健康福祉総務課	指定管理
7	浜田ビルメンテナンス(株)	健康福祉総務課	指定管理
8	(一社) 山陰インバウンド機構	観光振興課	補助金等
9	島根県信用保証協会	中小企業課	補助金等・損失補償
10	安来商工会議所	中小企業課	補助金等
11	島根県商工会連合会	中小企業課	補助金等
12	まつえ北商工会	中小企業課	補助金等
13	邑南町商工会	中小企業課	補助金等
14	美濃商工会	中小企業課	補助金等
15	津和野町商工会	中小企業課	補助金等
16	島根県中小企業団体中央会	中小企業課	補助金等
17	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	雇用政策課	補助金等
18	大畑建設(株)	都市計画課	指定管理
19	北陽ビル管理(株)	社会教育課	指定管理

## 3 監査の実施方法等

### (1) 実施方法

監査実施団体については原則として実地監査を行い、監査実施団体の所管課及び監査実施団体の一部については書面監査により行った。

(2) 対象年度

監査は原則として令和4年度を対象とし、必要に応じ令和5年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、補助金等、貸付金又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 監査の視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 監査実施年月日

監 査 実 施 団 体 名	監 査 実 施 年 月 日
(公財) 島根県育英会	令和5年10月24日
21世紀出雲空港整備利用促進協議会	令和5年10月27日
萩・石見空港利用拡大促進協議会	令和5年10月30日
(一社) 隠岐ジオパーク推進機構	令和5年11月 2日
(公財) 島根県環境管理センター	令和5年10月24日
アイカム(株)	令和5年10月20日
浜田ビルメンテナンス(株)	令和5年10月30日
(一社) 山陰インバウンド機構	令和5年11月 7日
島根県信用保証協会	令和5年10月24日
島根県商工会連合会	令和5年10月27日
島根県中小企業団体中央会	令和5年10月27日
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	令和5年10月20日
大畑建設(株)	令和5年10月30日
北陽ビル管理(株)	令和5年10月20日

所管課及び上記以外の監査実施団体については、事前に職員により実施した実地調査に基づき、書面監査を実施した。

(6) 監査の執行者

監査の執行者は次のとおりである。

監査委員 高 橋 雅 彦

監査委員 田 中 明 美

監査委員 山 口 和 志

監査委員 三 島 明

## 第2 監査の結果

### I 監査結果（総括）

監査実施団体の出納その他の事務の執行については、監査した限り、重要な点において、おおむね適正に処理され

ているものと認められた。

なお、改善等を要する事項及び意見については、次のとおりである。

## 1 改善等を要する事項

### (1) 指摘事項<sup>(注4)</sup> (団体・所管課)

是正又は改善を要するものとして指摘する事項は、次のとおりである。

#### ア 指定管理業務の一部が実施されていないもの【北陽ビル管理(株)】

島根県立青少年の家指定管理業務仕様書に定める水質検査の一部が事業計画書に記載されず、実施もされていなかった。

#### イ 指定管理に係る事業計画書の審査等が適当でないもの【社会教育課】

島根県立青少年の家指定管理業務仕様書に定める水質検査の一部が事業計画書に記載されず、実施もされていなかったことについて、確認していなかった。

### (2) 指導事項<sup>(注5)</sup> (団体) (4件)

- ア 契約方法や契約事務が適当でないもの(2件)
- イ 補助金に係る仕入控除税額の報告内容が適当でないもの
- ウ 指定管理業務の一部の実施が適当でないもの

### (3) 指示事項<sup>(注6)</sup> (所管課) (6件)

- ア 補助金等交付要綱に不備があるもの
- イ 補助金に係る仕入控除税額の報告内容の確認が適当でないもの
- ウ 指定管理に係る年度協定書の記載内容が適当でないもの(2件)
- エ 指定管理に係る業務仕様書の規定内容が適当でないもの
- オ 指定管理に係る事業計画書の審査等が適当でないもの

#### (注4) 指摘事項

速やかに是正又は改善を要する事項で、公表することが相当と認められるもの。

#### (注5) 指導事項

指摘事項には至らないが、該当の団体に対して文書によって指導し、是正を求めることが適当なもの。

#### (注6) 指示事項

指摘事項には至らないが、該当の所管課に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの。

## 2 意見

監査全般を通じた意見は次のとおりである。

### (1) 指定管理者制度導入施設

平成16年度から始まった指定管理者制度は、令和5年4月1日現在で26施設に導入されており、そのうち利用料金制<sup>(注7)</sup>を採用している施設は10施設である。

今回監査を行った指定管理者制度導入施設は、下表の4施設である。

	施設名	利用料金制
1	東部総合福祉センター	
2	西部総合福祉センター	
3	万葉公園	○
4	青少年の家	

## (注7) 利用料金制

公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる制度で、指定管理者の経営努力が発揮しやすくなるとともに、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化が図られるもの。

## ア 施設の適正な管理 【該当団体、該当所管課、人事課、管財課】

今回監査を行った施設の中には、維持管理業務に関する仕様書に設備の法定点検業務の一部が規定されていないもの<sup>(注8)</sup>や、仕様書に規定された業務の一部が指定管理者の作成する事業計画書に記載されず実施もされていないものが見受けられた。

多くの県民が利用する施設の維持管理業務には万全を期する必要があることから、施設が適正に管理運営されるよう、仕様書に必要な項目や頻度が規定されるとともに、事業計画書にも記載されていなければならない。

所管課は仕様書の作成にあたっては、「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」等に従うとともに、法令等に基づく項目や改正内容等を適正に規定する必要がある。

また、指定管理者は仕様書に基づいて事業計画書を作成し、所管課は仕様書の内容と合致しているかを確認する必要がある。

については、県民が施設を安全に利用できるよう、上記の手順を確実に実施し適正な管理を徹底されたい。

(注8)規定されていなかった法定点検業務については、指定管理者において実施されていた。

## イ 施設・設備等の修繕等への対応 【該当所管課、人事課、財政課、管財課】

今回監査を行った施設の中には、経年により施設・設備の修繕や更新等が必要な時期となっているものがあった。

これらの施設は多くの県民が利用する施設であり、安全に利用できるよう維持管理を適切に行う必要がある。

県が所有する施設については、定期点検又は劣化度調査の結果等に基づく優先度に応じて修繕工事等が行われることとなっている。指定管理者からは「施設・設備の修繕や更新について所管課と情報共有をしている」という意見がある一方で、「修繕等の優先度や時期などについて十分な情報提供がない」との意見もあった。

については、施設の修繕等に関し、指定管理者と十分な協議・調整や必要な情報提供を行い、適切に実施されたい。

## II 監査結果（個別）

1	団体名	(公財) 島根県育英会	所管課	総務課 学校企画課 教育指導課
---	-----	-------------	-----	-----------------------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和33年6月17日

## (2) 設立目的

優秀な学生又は生徒であって、学資の支弁が困難であると認められる者に対する奨学金又は就学資金の貸与並びに学生寮を運営してその修学の便を図り、もって社会に有為な人材の養成に寄与する。

## (3) 県の出資状況

出資金額 210,000千円（県出資比率：38.8%）

奨学金貸与事業の拡充に際し、基本財産を出資している。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

## (1) 出資による事業

## ア 事業内容

- ①大学等の学生を対象とした奨学金の貸与又は給付
- ②大学等の学生を対象とした就学資金の貸与
- ③学生寮の設置及び運営

## イ 事業実施状況

### ①-1 奨学金の貸与（昭和36年度から実施）

令和4年度貸与人数	170名
令和4年度貸与金額	112,860千円
令和4年度末貸与中人数	615名
令和4年度末貸与中金額	762,719千円
うち未収金額	6,497千円

### ①-2 奨学金の給付（平成16年度から実施）

令和4年度給付人数	16名
令和4年度給付金額	7,200千円

### ② 就学資金の貸与（平成14年度から実施）

令和4年度貸与人数	26名
令和4年度貸与金額	23,500千円
令和4年度末貸与中人数	324名
令和4年度末貸与中金額	223,728千円
うち未収金額	8,287千円

### ③ 学生寮の運営

施設名：大阪学生会館

所在地：大阪府吹田市

開 設：平成15年3月

令和4年度新規入寮者17名

令和4年度充足率59.8%（定員70名）

## (2) 補助金

### ア 島根県育英会高等学校等奨学事業費補助金

#### ① 内容

経済的な理由により修学が困難な高等学校等に在学する者を対象として奨学資金の貸与を行う育英会に対して、貸与に必要な経費を補助している。

高等学校等奨学事業は、日本育英会の解散に伴い育英会が実施している。

#### ② 補助金額 38,378千円

#### ③ 奨学金の貸与（平成17年度から実施）

令和4年度貸与人数	292名
令和4年度貸与金額	87,045千円
令和4年度末貸与中人数	3,530名
令和4年度末貸与中金額	1,525,053千円
うち未収金額	88,518千円

### イ 島根県立高等学校生徒用端末等購入奨学事業費補助金

#### ① 内容

生徒用端末等を購入する県立高等学校に在学する者を対象として奨学資金の貸与を行う育英会に対して、

貸与に必要な経費を補助している。

② 補助金額 7,000千円

③ 奨学資金の貸与（令和4年度から実施）

令和4年度貸与人数	120名
令和4年度貸与金額	5,280千円
令和4年度末貸与中人数	115名
令和4年度末貸与中金額	1,678千円
うち未収金額	170千円

(3) 貸付金

ア 専修学校進学者特別支援資金

① 内容

雇用状況の悪化を受けて就職から専修学校への進学に進路変更せざるを得なかった高校生の修学を支援するため、育英会が奨学金及び就学資金を貸与するのに必要な資金を、平成22年度から平成25年度に貸し付けている。

② 県からの貸付金額

令和3年度末残高	10,570千円
令和4年度返済額	4,618千円
令和4年度末残高	5,952千円

③ 奨学金の貸与（平成22～26年度に実施）

令和4年度末貸与中人数	8名
令和4年度末貸与中金額	3,212千円
うち未収金額	0千円

イ 大学等奨学資金

① 内容

経済的理由により修学が困難と認められる島根県出身の優秀な学生又は生徒が高等教育機関への進学又は修学の継続を諦めることがないように支援するため、育英会が奨学金を貸与するのに必要な資金を、令和3年度に貸し付けている。

② 県からの貸付金額

令和4年度末残高	67,200千円
----------	----------

③ 奨学金の貸与（令和4年度から実施）

令和4年度貸与人数	20名
令和4年度貸与金額	12,120千円
令和4年度末貸与中人数	20名
令和4年度末貸与中金額	12,120千円
うち未収金額	0千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 現状等

① 大阪学生会館

学生会館の入寮状況を示す充足率は、開館2年目の平成16年度の87.1%を最高に、平成28年度からは低下し続け、令和2年度には40.4%となった。その後、高等学校や地域でのPR活動などにより令和4年度の充足率は59.8%となった。

学生会館事業の収支は開館以来毎年赤字となっており、充足率の低下とともに赤字幅も拡大している。令和4年度の収支は約1千2百万円の赤字であり、同年度末の累積収支は約1億4千万円の赤字となっている。

② 大学等の学生を対象とした奨学金

募集人数に変化はないものの、日本学生支援機構の奨学金制度の拡充などにより、応募者数は平成15年度の486人をピークに令和5年度は62人と減少している。

③ 高等学校等の生徒を対象とした奨学金

令和4年度末で約15億3千万円の貸与中金額のうち約8千9百万円の未収金があり、債権回収会社への委託や少額訴訟提起などの債権回収の事務も増加している。

ウ 意見

大阪学生会館事業等のあり方と奨学金の未収金対策

大阪学生会館や大学等の学生を対象とした奨学金のあり方については、前回も意見したところであり、県とともに引き続き検討されたい。

また、奨学金の未収金に対し、債権放棄基準の策定や適切に実施するための業務体制について、県とともに検討されたい。

(2) 所管課（総務課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

大阪学生会館事業等のあり方と奨学金の未収金対策

団体に対する意見で述べたように、大阪学生会館や大学等の学生を対象とした奨学金のあり方、奨学金事業の未収金対策について、団体や県の関係部局とともに検討されたい。

(3) 所管課（学校企画課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

奨学金の未収金対策

団体に対する意見で述べたように、奨学金事業の未収金対策について、団体や県の関係部局とともに検討されたい。

(4) 所管課（教育指導課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

学校企画課と同じ

2	団体名	21世紀出雲空港整備利用促進協議会	所管課	交通対策課
---	-----	-------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成7年6月28日

(2) 設立目的

出雲空港の整備及び利活用を促進し、地域の発展に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

## (1) 補助金

## ア 島根県空港利用促進事業費補助金

## ① 内容

協議会が実施する出雲空港の利用促進事業に要する経費を補助する。

## ② 補助金額 25,943千円

## 3 監査の結果

## (1) 団体

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## イ 現状等

冬期の空港利用につながる旅行商品の造成支援などの利用促進対策、新規路線開設に向けた要望活動等に取り組んできており、これらの取組により、平成30年度には利用者数が100万人を超え、過去最多となった。

令和6年夏ダイヤから名古屋（中部）線の新規開設が決定した一方で、同年1月に仙台線は運航終了となった。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い利用者数は一定程度回復しているが、Web会議普及などの環境変化によりビジネス利用がコロナ前に戻りきらないまま常態化することも想定される。

## ウ 意見

## 出雲空港の利用促進

関係団体等とのより一層の協力のもと、観光施策と連携した利用促進に努められたい。

また、既存路線・便数の維持、運航ダイヤ・機材の改善、運賃の低廉化、将来的な定期便の就航を視野に入れたチャーター便の誘致などの要望活動についても、引き続き取り組まれない。

## (2) 所管課

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## イ 意見

## 出雲空港の利用促進

団体に対する意見で述べたように、観光施策と連携した利用促進が図られるよう、関係部局と協力し、引き続き必要な支援を行われたい。

3	団体名	萩・石見空港利用拡大促進協議会	所管課	交通対策課
---	-----	-----------------	-----	-------

## 1 団体の概要

## (1) 設立時期 平成5年9月8日

## (2) 設立目的

島根県西部・山口県北東部の一体的な地域発展のため、萩・石見空港の利用拡大を図る。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

## (1) 補助金

## ア 島根県空港利用促進事業費補助金

## ① 内容

協議会が実施する萩・石見空港の利用促進事業に要する経費を補助する。

## ② 補助金額 6,800千円

## イ 萩・石見空港路線維持事業費補助金

## ① 内容

萩・石見空港の航空路線を維持し、安定した空港運営を継続するため、首都圏等からの観光客誘致対策事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 192,845千円

## 3 監査の結果

## (1) 団体

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## イ 現状等

平成25年度に国土交通省が募集した羽田発着枠政策コンテストで認められた東京線の2往復運航の維持に向けて、航空会社や県等と連携して利用促進に取り組んでいる。令和5年3月に実施されたコンテストの中間評価において、令和7年3月までの2往復運航の継続が決定した。

一方、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症により利用者数は大幅に減少した。5類感染症移行後もWeb会議普及などの環境変化によりビジネス利用がコロナ前に戻りきらないまま常態化することも想定されるため、新たな需要を創出する必要がある。

## ウ 意見

## 萩・石見空港の利用促進

関係団体と引き続き緊密に連携して、都市間交流、利用促進プランコンテスト、サポーター企業登録などを利用者の増加に着実に結び付けるとともに、新たな利用者獲得の取組を進め、東京線2往復運航の継続に一層取り組まれない。

また、運航期間が年々短縮傾向にある大阪線の継続や運航期間拡大についても引き続き取り組まれない。

## (2) 所管課

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## イ 意見

## 萩・石見空港の利用促進

団体に対する意見で述べたように、東京線の2往復運航維持、大阪線の継続や運航期間拡大に向け、団体に対する適切な支援、関係団体や県関係部局と連携した利用促進、国に対する羽田発着枠政策コンテスト継続の要望などに引き続き取り組まれない。

4	団体名	(一社) 隠岐ジオパーク推進機構	所管課	自然環境課 観光振興課 隠岐支庁県民局
---	-----	------------------	-----	---------------------------

## 1 団体の概要

## (1) 設立時期

平成21年6月15日

(令和2年4月1日 一般社団法人に移行)

## (2) 設立目的

隠岐ユネスコ世界ジオパークの有する優れた自然、歴史・文化的資源を保全、活用し、国内外に向けた隠岐地域の情報発信、ブランディング、各種戦略策定・進捗管理及び地域関係者との合意形成によって、隠岐ユネスコ世界ジオパークを基盤とした観光による多様な産業への経済波及を図り、持続可能な地域社会の発展に寄与する。

**(3) その他**

(一社) 隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会は、令和3年11月に観光地域づくり法人<sup>(※1)</sup>に正式登録され、令和4年4月1日に隠岐観光協会と合併し、(一社) 隠岐ジオパーク推進機構に名称変更した。

**(※1) 観光地域づくり法人 (DMO)**

地域の多様な関係者と連携して観光地域づくりを担う団体として観光庁が登録する法人。

**2 監査対象とした財政的援助等の概要****(1) 負担金****ア 隠岐ジオパーク推進機構運営費負担金****① 内容**

隠岐ユネスコ世界ジオパークの持続的発展を目指して、機構が実施する人材育成、情報発信、企画・広報宣伝、調査研究等の事業や事務局等の運営に要する経費を負担する。

**② 負担金額** 30,040千円

**(2) 補助金****ア しまね観光誘客推進事業費補助金****① 内容**

観光客誘致のための宣伝活動や観光客の利便性向上のためのソフト整備など、機構が実施する隠岐ユネスコ世界ジオパークを活用した観光推進事業に要する経費を補助する。

**② 補助金額** 29,975千円

**3 監査の結果****(1) 団体****ア 改善等を要する事項**

指摘事項なし

**イ 現状等**

機構は、これまでジオパークを活用した環境保護、教育、観光振興に取り組んできた。

今後も隠岐の地域資源を活用した観光地域づくりを進めていくためには、「ユネスコ世界ジオパーク」という世界水準のブランドを活用した取組を進めることが重要である。

**ウ 意見****ジオパークを活用した隠岐地域振興**

令和7年に予定されているユネスコ世界ジオパーク再認定審査に向け、ジオツーリズムの向上に資する各種取組を更に進めるなど、適切に対応されたい。

また、地元町村や関係団体と連携して、ジオパークの魅力を一層工夫・活用した誘客促進などの取組を進め、引き続き隠岐地域の振興に寄与されたい。

**(2) 所管課 (自然環境課)****ア 改善等を要する事項**

指摘事項なし

**イ 意見****ジオパークを活用した隠岐地域振興**

ジオパークを活用した隠岐地域の振興を推進するため、引き続き県関係部局や関係団体と連携し、機構に対し必要な支援を行われたい。

**(3) 所管課 (観光振興課)****ア 改善等を要する事項**

指摘事項なし

## イ 意見

自然環境課と同じ

## (4) 所管課（隠岐支庁県民局）

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## イ 意見

自然環境課と同じ

5	団体名	(公財) 島根県環境管理センター	所管課	廃棄物対策課
---	-----	------------------	-----	--------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年3月4日

## (2) 設立目的

産業廃棄物の処理に関する事業を行い、地域社会の健全な発展と地球環境保全、自然環境保護に寄与する。

## (3) 県の出資状況

出資金額 70,000千円（県出資比率：31.2%）

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

## (1) 出資による事業

産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」の管理運営を行っている。

## (2) 補助金

## ア 公共関与最終処分場経営安定化対策事業補助金

## ① 内容

センターが処分場（管理型第1期）の建設費用として金融機関から借り入れた資金に係る償還金の一部を補助する。

② 補助金額 21,120千円

## (3) 損失補償

## ア 内容

センターが処分場（管理型第1期、管理型第3期）の建設費用として金融機関から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

イ 令和4年度末損失補償債務残高 1,091,074千円

## 3 監査の結果

## (1) 団体

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## イ 現状等

クリーンパークいずも管理型第3期最終処分場は、埋立期間を平成29年3月から令和13年度末までの15年間として供用を開始したが、廃棄物の受入量が増加し、当初の埋立計画を大幅に上回るペースとなっていた。

令和2年7月には第3期最終処分場の埋立期間を可能な限り確保するため、埋立実行計画を策定し、受入量削減の取組を行っていたが、予定よりも3年早い令和10年度で埋立終了の見込みとなった。

このような状況から、センターでは令和3年度に管理型第4期最終処分場の整備についての基本構想を策定し、これに基づき令和4年度から取組を進めている。

## ウ 意見

クリーンパークいずも管理型第4期最終処分場整備の着実な推進

管理型第4期最終処分場の整備について、県や関係機関と連携し、着実に進められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

クリーンパークいずも管理型第4期最終処分場整備の着実な推進

団体に対する意見で述べたように、管理型第4期最終処分場の整備が着実に推進されるよう、センターや関係機関と連携して取り組まれたい。

6	団体名	アイカム（株）	所管課	健康福祉総務課
---	-----	---------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和59年9月17日

(2) 主な事業内容

カーテンの製造・販売・レンタル、建物の清掃・保守管理、その他

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・ 有料施設等の使用の許可に関する業務
- ・ 有料施設等の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ・ 施設等の維持管理に関する業務
- ・ 島根県立心と体の相談センターの施設及び設備で知事が定めるものの維持管理に関する業務

② 指定期間 令和2年度～令和6年度

③ 指定管理料 123,198千円（令和4年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

施設使用予約のあり方

総合福祉センターの利用については、使用料の減免を受ける団体の予約のキャンセルが多く、一般利用者が利用しにくいという課題があり、受益者負担と公平性の観点から貸出施設の利用方法の見直しについて、これまでも意見をしてきたところである。

令和元年度の監査意見に対しては、「直前キャンセルが多い団体に対し適正利用について要請を行い、当該団体からは、予約の確定時期を早める等の改善策が提出された」との措置状況が報告され、また令和3年度には減免団体承認基準の見直しをされている。

こうした取組がなされているが、今回の監査において指定管理者からは「予約された団体に対する利用の再確認などを行うことによってキャンセルの時期が早くなるなどの改善も見られるが、一方で直前のキャンセルが増加するなど、依然として一般利用者が利用しにくい状況が続いている」との意見があったところである。

については、施設の公平かつ効率的な利用が図られ、また一般利用の増加によってメリットシステム<sup>(※1)</sup>がより機能するよう、予約から使用許可申請の手続きや減免制度の更なる見直しなど、具体的な対応を検討されたい。

(※1)メリットシステム

指定管理業者の努力によって利用者の増や使用料の増収が可能な施設を対象に、各年度において収入目標額を10%上回った(下回った)場合は、その増(減)収分の1/2について当年度の指定管理料を増(減)するもの。

7	団体名	浜田ビルメンテナンス(株)	所管課	健康福祉総務課
---	-----	---------------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和59年11月29日

(2) 主な事業内容

建物の清掃・保守管理、警備業務、その他

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 西部総合福祉センター(いわみーる)(所在地 浜田市)

① 指定管理業務の内容

- ・有料施設等の使用の許可に関する業務
- ・有料施設等の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務
- ・島根県立西部社会教育研修センターの施設及び設備で知事が定めるものの維持管理に関する業務

② 指定期間 令和2年度～令和6年度

③ 指定管理料 92,061千円(令和4年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

施設使用予約のあり方

総合福祉センターの利用については、使用料の減免を受ける団体の予約のキャンセルが多く、一般利用者が利用しにくいという課題があり、受益者負担と公平性の観点から貸出施設の利用方法の見直しについて、これまでも意見をしてきたところである。

令和元年度の監査意見に対しては、「直前キャンセルが多い団体に対し適正利用について要請を行い、当該団体からは、予約の確定時期を早める等の改善策が提出された」との措置状況が報告され、また令和3年度には減免団体承認基準の見直しをされている。

こうした取組がなされているが、今回の監査において指定管理者からは「予約された団体に対する利用の再確認などを行うことによってキャンセルの時期が早くなるなどの改善も見られるが、一方で直前のキャンセルが増加するなど、依然として一般利用者が利用しにくい状況が続いている」との意見があったところである。

については、施設の公平かつ効率的な利用が図られ、また一般利用の増加によってメリットシステムがより機能するよう、予約から使用許可申請の手続きや減免制度の更なる見直しなど、具体的な対応を検討されたい。

8	団体名	(一社) 山陰インバウンド機構	所管課	観光振興課
---	-----	-----------------	-----	-------

## 1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成28年4月22日  
(平成29年10月2日 一般社団法人に移行)

## (2) 設立目的

山陰の有する優れた自然、歴史的・文化的資源を生かし、マーケティングを基礎に、国内外に向けた山陰の情報発信、山陰の魅力を伝えるためのブランド作成・管理、地域の観光事業者等関係者の合意形成を行い、山陰への観光客の誘致及び国内外との交流を通じて山陰経済振興を図り、もって県内産業の振興、地域の活性化に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

## (1) 負担金

## ア 山陰インバウンド機構負担金

## ① 内容

山陰両県へ外国人観光客を誘致するため、次の事業を行う。

- ・「縁の道～山陰～」のPRによる山陰の認知度向上
- ・県、市町村と共同したターゲット別プロモーションの計画、実施
- ・地域における観光素材の発掘と交通事業者及び旅行会社が一体となった国内外向け商品の開発
- ・インバウンド事業に関わる地元企業、事業者の育成、支援及び事業者間連携の推進
- ・中国地域の自治体及び経済団体と連携した広域での事業の実施

## ② 負担金額 80,000千円

## 3 監査の結果

## (1) 団体

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## (2) 所管課

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

9	団体名	島根県信用保証協会	所管課	中小企業課
---	-----	-----------	-----	-------

## 1 団体の概要

- (1) 設立時期 昭和24年10月15日
- (2) 設立目的  
中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。
- (3) 県の出資状況

出資金額 4,612,523千円 (県出資比率22.6%)

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

## (1) 補助金

## ア 島根県信用保証協会保証料補給金

## ① 内容

県内中小企業者の資金調達円滑化と負担の軽減を図るため、協会が信用保証料について軽減した場合に、その軽減分の補填として補給金を交付する。

② 補助金額 31,967千円

イ 島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金（県単独制度）保証料補給金

① 内容

島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金（県単独制度）の融資を受けた県内中小企業者等の資金調達の円滑化と負担の軽減を図るため、協会が信用保証料を負担した場合に補給金を交付する。

② 補助金額 337,805千円

ウ 島根県中小企業制度融資セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）保証料補給金

① 内容

新型コロナウイルス感染症の影響によりセーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）の融資を受けた県内中小企業者等の資金調達の円滑化と負担の軽減を図るため、協会が信用保証料を負担した場合に補給金を交付する。

② 補助金額 10,463千円

(2) 損失補償

① 内容

県制度融資について、貸付先企業が償還できなくなった場合に協会が貸付先企業に代わって弁済した金額から日本政策金融公庫からの保険給付額及び回収額を控除した額の一部を県が協会に対して損失補償することにより、中小企業者の円滑な資金調達を図る。

② 令和4年度末損失補償債務残高 5,789,225千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

10	団体名	安来商工会議所	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和30年8月18日

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 35,808千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

1 1	団体名	島根県商工会連合会	所管課	中小企業課
-----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和36年11月1日

(2) 設立目的

県内における商工会の健全な発達を図り、もって商工業の振興に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、商工会指導員、専門経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 157,654千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

1 2	団体名	まつえ北商工会	所管課	中小企業課
-----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

(鹿島町、島根町、美保関町、八束町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 56,870千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

13	団体名	邑南町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

(羽須美村、瑞穂町、石見町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 44,091千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

14	団体名	美濃商工会	所管課	中小企業課
----	-----	-------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

(美都町、匹見町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 26,261千円

3 監査の結果

## (1) 団体

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## (2) 所管課

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

15	団体名	津和野町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

## 1 団体の概要

## (1) 設立時期

平成19年4月1日

(津和野町、日原町の各商工会が合併)

## (2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

## (1) 補助金

## ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

## ① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

## ② 補助金額

36,334千円

## 3 監査の結果

## (1) 団体

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## (2) 所管課

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

16	団体名	島根県中小企業団体中央会	所管課	中小企業課
----	-----	--------------	-----	-------

## 1 団体の概要

## (1) 設立時期

昭和31年2月16日

## (2) 設立目的

中小企業等協同組合法等により設立された組合等の組織、事業及び経営の支援並びに連絡その他組合等の健全な発展及び中小企業の振興を図るために必要な事業を行い、もって自主的な経済的活動を促進し、その経済的地位の向上を図る。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

## (1) 補助金

## ア 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金

## ① 内容

中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するため、中小企業連携組織推進指導事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 102,641千円

### 3 監査の結果

#### (1) 団体

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### (2) 所管課

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

17	団体名	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	所管課	雇用政策課
----	-----	-------------------------	-----	-------

#### 1 団体の概要

##### (1) 設立時期

平成13年9月13日

(令和5年4月1日 特定非営利活動法人ワーカーズコープから組織変更)

##### (2) 設立目的

多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、地域における多様な需要に応じた事業を推進することにより、協同労働を広げ、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資する。

#### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

##### (1) 補助金

##### ア 若年未就業者就職促進事業補助金

###### ① 内容

若年者の職業的自立の促進を図るため、地域若者サポートステーションの利用者が就労体験を行った際に、就労体験者及び受入企業等に対し奨励金などを給付するために要する経費を補助する。

###### ② 補助金額

15,000千円

#### 3 監査の結果

##### (1) 団体

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

##### (2) 所管課

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

18	団体名	大畑建設(株)	所管課	都市計画課
----	-----	---------	-----	-------

#### 1 団体の概要

##### (1) 設立時期

昭和42年12月22日

##### (2) 主な事業内容

総合建設業、公共施設の指定管理業務、その他

#### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

##### (1) 公の施設の指定管理

##### ア 万葉公園(所在地 益田市)

###### ① 指定管理業務の内容

- ・有料公園施設及びこれに附属する設備・器具の利用許可に関する業務
- ・公園の維持管理に関する業務

- ② 指定期間 令和2年度～令和6年度  
 ③ 指定管理料 46,070千円(令和4年度)

### 3 監査の結果

#### (1) 団体

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### (2) 所管課

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

19	団体名	北陽ビル管理(株)	所管課	社会教育課
----	-----	-----------	-----	-------

#### 1 団体の概要

- (1) 設立時期 昭和44年4月19日  
 (2) 主な事業内容

建築物等の清掃衛生管理業務・警備保安業務、公共施設等の設備運転管理業務・保守管理業務、その他

#### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

##### (1) 公の施設の指定管理

##### ア 青少年の家(サン・レイク)(所在地 出雲市)

##### ① 指定管理業務の内容

- ・施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・施設及び設備を利用する者への食事の提供に関する業務

##### ② 指定期間 令和2年度～令和6年度

##### ③ 指定管理料 84,576千円(令和4年度)

#### 3 監査の結果

#### (1) 団体

##### ア 改善等を要する事項

指定管理業務の一部が実施されていないもの

島根県立青少年の家指定管理業務仕様書に定める水質検査の一部が事業計画書に記載されず、実施もされていなかった。

#### (2) 所管課

##### ア 改善等を要する事項

指定管理に係る事業計画書の審査等が適当でないもの

島根県立青少年の家指定管理業務仕様書に定める水質検査の一部が事業計画書に記載されず、実施もされていなかったことについて、確認していなかった。

**島根県監査委員公表第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、令和6年3月11日に包括外部監査人森脇俊樹氏から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により別冊のとおり公表する。

令和6年3月19日

島根県監査委員	高 橋 雅 彦
同	田 中 明 美
同	山 口 和 志
同	三 島 明